

令和3年度9月 第6回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年9月30日（木） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	欠席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大堀 俊和	書 記	深見 訓英
部 長	河竹 雅義		片岡 篤志
主 幹	今枝 勲男		吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 2 3 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 7	議案第 2 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 8	議案第 2 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 9	報告第 2 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 2 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１３人、推進委員の出席数は９人です。農業委員の鈴木委員が欠席となっております。 定足数に達していますので、令和３年度９月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。 １４番 石原 勇 委員及び、１番 玉谷 尚登 委員を指名します。
議 長	日程第２「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。
議 長	日程第３ 議案第２０号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第２０号１番につきまして説明いたします。 議案第２ページをご覧ください、参考資料は１～２ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田二丁目地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。 以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 こちらにつきましては、９月２７日に笹野委員と近藤美奈子委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 20 号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員 議案 20 号につきまして、笹野委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第 20 号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 20 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 20 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 21 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第 21 号 1 番につきまして説明いたします。

議案の 3 ページをご覧ください、参考資料は 3 ～ 5 ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田貳町六反地内の畑で駐車場への転用となっております。

申請者は、所有地に近隣住民の方が借りられる貸し駐車場を作るための転用となっております。

借り手の名簿と居住地を示した地図が提出されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 10 ha 未満であるもので、農地区分は第 2 種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、9 月 27 日に笹野委員と近藤委員と現地確認をさせていただいております。

また、９月２８日には海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第２１号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員 議案２１号につきまして、笹野委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第２１号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第２１号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第２１号は承認されました。

議 長 日程第５ 議案第２２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 （ 説 明 ）

議案第２２号１番につきまして説明いたします。

議案は４ページ、参考資料は６～８ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺鬼田地内の田で、福祉等施設への転用で、所有権移転となっております。

申請者は、あま市内で地域活動支援センターを運営しております。

地域活動支援センターは利用者一人あたりの面積規定があり、現在使用している施設では利用者の増加に対応できないため、施設を移転・新設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、下水道管、ガスのうち２種類以上が埋設されており、おおむね５００ｍ以内に２つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。

第３種農地のため転用の許可が見込めます。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 9 ～ 1 1 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は古道宮ノ腰地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、1 0 ha 未満であるもので、農地区分は第 2 種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 2 ～ 1 6 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町徳実地内の田で、流通業務施設への転用で、貸借権設定となっております。

譲受人は広島県呉市に本社を置き、申請地南側に既存の流通業務施設を操業しております。

譲受人は業務拡大に伴い倉庫が不足しているため、本申請地に新たに流通業務に係る倉庫を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で 1 0 ha 未満であるもので、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、9 月 2 7 日に笹野委員と近藤委員と現地確認をさせていただいております。

また、9 月 2 8 日には海部農林水産事務所とで現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第 2 2 号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員

議案 2 2 号につきまして、笹野委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長	只今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第２２号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第２２号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第２２号は承認されました。
議 長	日程第６ 議案第２３号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。事務局から説明させます。
事 務 局	(説 明) 議案第２３号１番につきまして説明いたします。 議案は７ページ、参考資料は１７～１９ページをご覧ください。 申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は甚目寺畦田地内の畑です。 申請者は歯科医院を営んでおり、受診者も多く現在の施設では手狭なため別場所に分院を建設する計画となり、今回の申請になっております。 なお、申請地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。 ２番につきまして説明いたします。 参考資料は２０～２２ページをご覧ください。 申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田下才当治地内の田です。 申請者は、現在申請地東側において建設工事業を営んでおり、業務の多様化によりインテリアの相談もあり、中古家具店の事業を実施するため、今回の申請地を譲り受けて倉庫及び駐車場を拡張する申請となっております。 なお、申請地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。 ３番につきまして説明いたします。 議案は８ページ、参考資料は２３～２６ページをご覧ください。 申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島彼岸出地内の田です。 申請者は申請地東側で新庁舎建設を行っておりますが、当初の計画を変

更し、一時転用で使用している工事用車輛駐車を職員駐車場にするための申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

こちらにつきましては、9月27日に笹野委員と近藤委員とで現地確認をさせていただきます。

また、9月28日には海部農林水産事務所で現地確認をさせていただきます。

議 長 議案第23号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員 議案23号につきまして、笹野委員と現場を確認しましたが、計画変更について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び近藤委員から説明・報告がありました、議案第23号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第23号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第23号は承認されました。

議 長 日程第7 議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。

それでは、事務局から説明させます。

事 務 局 （ 説 明 ）

議案第24号につきまして説明いたします。

議案第9ページをご覧ください。

農地所有者につきましては2名、貸付地は5筆、借受者は2名となっております。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第24号について、何か

ご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 24 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第 24 号は承認されました。

議 長 日程第 8 議案第 25 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第 25 号 1 番につきまして説明いたします。

議案の 10 ページをご覧ください。参考資料は 27、28 ページをご覧ください。

相続人・被相続人は議案のとおりとなっており、特例農地は 2 筆で面積は 715 m²となっております。

こちらにつきましては、9 月 27 日に笹野委員と近藤委員とで現地確認をさせていただきましたが、農地も耕作されており、問題ありませんでした。

議 長 議案第 25 号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して近藤委員から現地の状況について、報告願います。

近藤委員 議案 25 号につきまして、笹野委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局と近藤委員から説明、報告がありました議案第 25 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 25 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第 25 号は承認されました。

議 長 日程第 9 報告第 21 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届

	出について」、報告第 2 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 2 3 号「農地法第 1 8 条第 6 号の規定によ通知にいて」を事務局から一括で報告願います。
事 務 局	(報 告)
議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第 2 1 号から報告第 2 3 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、1 0 月 2 9 日（金）午前 1 0 時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 石原 勇

署 名 委 員 玉谷 尚登